

日本物理療法学会 定款

第1章 総則

第1条 本会は、「日本物理療法学会（Japanese Society for Electrophysical Agents in Physical Therapy：JSEAPT）」と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、物理療法の基礎的な情報の整理と臨床場面における実践的な応用に関する情報の整理を系統的に実施することによって、物理療法の科学的な体系の構築に寄与することを基本的な活動目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 日本物理療法学会学術大会の開催
3. 物理療法セミナーの開催
4. 機関誌の発行
5. 国際的な関係諸機関との協力活動
6. 国内の関連諸学会との協力活動
7. その他、本会の目的を達成するため必要な事項

第3章 会員

第4条 本会の会員は、次の1～4のいずれかに該当し、所定の手続きを完了した者とする。

1. 正会員：物理療法の知識、経験を有し、一定額の年会費を納める者
2. 名誉会員：本会のために特に功労のあった者
3. 臨時会員（学生会員等）：理学療法に関連する養成校の学生等の者で年会費を納める者
4. 賛助会員：本会の運営維持を目的に経済的支援を行う個人または団体で、規定の年会費を納める者

第5条 名誉会員は、評議員会の議決および総会の承認を得るものとする。

第6条 1. 会員で退会しようとする者は、その旨を本会の事務局まで届け出なければならない。但し、既納の会費は返付しない。

2. 会員で会費を2年以上滞納した者は、評議員会の議を経て自然退会とみなすことがある。

3. 会員で本会の名誉を汚す行為がある場合には、評議員会の議決および総会の承認を経て除名することができる。

第4章 役員

第7条 本会の役員は正会員でなければならない。

第8条 本会には次の役員をおく

会長	1名	副会長	2名	相談役	3名
事務局長	1名	評議員監事	5名	評議員	20名以内
監事	2名				

第9条 役員を選出は、次の通りとする。本会の評議員は、会員の中から総会において選出する。本会の会長、副会長、相談役、事務局長、評議員監事は評議員の中から評議員会の互選によって決定される。

第10条 役員任期は2年とする。

第11条 会計は事務局におく。

第12条 学術大会・物理療法セミナーにおける大会長、事務局長等の役員は、評議員会にて選出される。

第5章 会議

第13条 1. 総会は正会員により構成される。

2. 定期総会は原則として年1回とし、会長がこれを召集する。

3. 定期総会の議長は会長がこれにあたる。

第14条 総会における議決は総会出席者の過半数の賛成によって成立する。

第6章 学術大会

第15条 本会は日本物理療法学会学術大会および物理療法セミナーを開催する。

第16条 物理療法セミナーの開催に関する事項は、評議員会によって決定する。

第7章 機関誌

第17条 本会は機関誌「物理療法科学 (Japanese Journal of Electrophysical Agents)」を発行する。

第18条 編集委員長および委員は、評議員会の議決によって選出され、その任期は2年とする。

第8章 選挙

第19条 本会は評議員選出のため、選挙を行う。

第20条 選挙管理委員長および委員は、正会員より選出し、その任期は2年とする。なお選挙管理委員長および委員の改選は、選挙の無い年に実施する。

第9章 監事

第21条 監事は、事業監査ならびに会計監査を行う。

第 22 条 監事は、評議員会に出席し発言権を有する。

附則 1. 年会費は次の通りとする。

正会員：4,000 円 学生会員：2,000 円

賛助会員：A 会員 150,000 円, B 会員 100,000 円, C 会員 60,000 円, D 会員 30,000 円

※会員区分に応じて、広告掲載および学術大会展示への入場者数を規定する。

なお、賛助会員は区分に関わらず学会 HP に掲載（リンク）する。

A 会員：広告は裏表紙、表紙裏、裏表紙裏の順に掲載、学術大会展示にて入場制限なし。

B 会員：広告は記事中 1 頁に掲載、学術大会展示にて入場制限なし。

C 会員：広告は記事中 1/2 頁に掲載、学術大会展示にて入場制限あり（2 名のみ無料）。

広告は、別途 10,000 円追加で記事中 1 頁に変更可。

D 会員：広告掲載は別費用、学術大会展示にて入場制限あり（1 名のみ無料）。

広告は、1 頁 60,000 円、1/2 頁 40,000 円、1/4 頁 30,000 円。

2. 本会の事務局を下記におく。

日本物理療法学会事務局

兵庫医療大学リハビリテーション学部理学療法学科

〒650-8530 神戸市中央区港島 1-3-6

TEL 078-304-3120 FAX 078-304-2820

E-mail sakaguchi@huhs.ac.jp

3. 役員は下記の通りとする。

会 長	日高 正巳	兵庫医療大学
相 談 役	藤原 孝之	郡山健康科学専門学校
	日下 隆一	佛教大学
	山本 双一	高知リハビリテーション学院
副 会 長	杉元 雅晴	神戸学院大学
	川村 博文	甲南女子大学
評議員監事	木村 貞治	信州大学
	庄本 康治	畿央大学
	岡崎 大資	徳島文理大学
	高木 峰子	神奈川県立保健福祉大学
	烏野 大	郡山健康科学専門学校
評 議 員	濱出 茂治	京都橘大学
	青木 仁	株式会社 日本メディックス
	前重 伯壮	神戸大学
	生野 公貴	西大和リハビリテーション病院
	山口 智史	慶應義塾大学

	吉川 義之	フィジオ・ディサービス雅の里
	重島 晃史	高知リハビリテーション学院
事務局長	坂口 顕	兵庫医療大学
機関誌編集委員長	烏野 大	郡山健康科学専門学校
監 事	岡部 孝生	土佐リハビリテーションカレッジ
	上野 将之	高知大学医学部附属病院
選挙管理委員長	滝本 幸治	土佐リハビリテーションカレッジ

この定款は平成 11 年 10 月 11 日から施行された。

この定款は平成 12 年 11 月 4 日から一部修正され施行された。

この定款は平成 13 年 4 月 1 日より一部修正され施行された。

この定款は平成 19 年 5 月 25 日より一部修正され施行された。

この定款は平成 20 年 10 月 5 日より一部修正され施行された。

この定款は平成 23 年 4 月 1 日より一部修正され施行された。

この定款は平成 25 年 4 月 1 日より一部修正され施行された。

この定款は平成 26 年 6 月 1 日より一部修正され施行された。

この定款は平成 27 年 4 月 1 日より一部修正され施行された。